

○共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年 6 月 30 日自審第 534 号）

令和 8 年 6 月 4 日改正
 国自審第 585 号
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後								現 行							
別添 共通構造部型式指定実施要領								別添 共通構造部型式指定実施要領							
目次～第14（略）								目次～第14（略）							
別表～第2号様式の2（略）								別表～第2号様式の2（略）							
別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）								別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）							
特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123								特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123							
	特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明		特定共通構造部審査試験項目に対応する保安基準等	審査対象	チェック欄				詳細説明
			(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF456						(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF456		
			(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002					(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002	
1～51の2（略）								1～51の2（略）							
52	<u>第18条の2第1項に定める基準に係るもの（構造装置・機能確認に係るものを除く。）</u>	側面保護装置（ <u>単品</u> ）						<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>						
53	<u>第18条の2第4項に定める基準に係るもの</u>	側面保護装置（ <u>車</u>						<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>						

116～135 (略)

備考 1～6 (略)

附則 1 (略)

附則 2 共通構造部型式指定申請書等提出要領

第 1 (略)

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 2 号の規定による届出を行う場合であって、その変更が附則 3 「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更該当するときは、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。

ただし、当該装置の車両への取付けに係る認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第 1 分冊	(1)～(3) (略)
第 2 分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 2 の添付書面
	(4) 審査事務規程別表 1 に定める書面 ① 指定装置等を装着している場合であつて、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに係る認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

113～132 (略)

備考 1～6 (略)

附則 1 (略)

附則 2 共通構造部型式指定申請書等提出要領

第 1 (略)

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第 8 条第 1 項第 1 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 2 号の規定による届出を行う場合であつて、その変更が附則 3 「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更該当するときは、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。

ただし、当該装置の車両への取付けに関わる認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第 1 分冊	(1)～(3) (略)
第 2 分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第 2 の添付書面
	(4) 審査事務規程別表 1 に定める書面 ① 指定装置等を装着している場合であつて、協定規則に基づく認定証の写しを提出する際、当該装置の車両への取付けに関わる認定証の提出によって、当該装置単品の保安基準適合性が明らかなものにあつては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

②～③（略）

第3～第4（略）

別表第1～別紙3（略）

附則3 軽微な変更の取扱要領

共通構造部指定規則第8条第1項第2号第2欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であって、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、特定共通構造部の製作者等が軽微な変更該当するか判断に迷う場合にあつては、審査・リコール課に適宜申し出ることとする。

以下の別表については、軽微な変更該当する参考例とする。ただし、指定装置等であつて、認定証により保安基準に適合することを確認する場合にあつては、以下の別表に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表 軽微な変更該当する参考例

書面	項目	条 件
諸元表	通称名の変更	/
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
外観図	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	（略）
	燃料タンクの形状の変更	（略）
	フェンダー形状の変更	（略）

②～③（略）

第3～第4（略）

別表第1～別紙3（略）

附則3 軽微な変更の取扱要領

共通構造部指定規則第8条第1項第2号第2欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であつて、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、特定共通構造部の製作者等が軽微な変更該当するか判断に迷う場合にあつては、審査・リコール課に適宜申し出ることとする。

以下の別表については、軽微な変更該当する参考例とする。ただし、指定装置等であつて、認定証により保安基準に適合することを確認する場合にあつては、以下の別表に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表 軽微な変更該当する参考例

書面	項目	条 件
諸元表	通称名の変更	/
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
外観図	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	（略）
	燃料タンクの形状の変更	（略）
	フェンダー形状の変更	（略）

	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	(略)
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	(略)
	二輪車等の意匠部品の変更 (フェアリングを除く。)	(略)
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	(略)
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	(略)
	二輪車の座席形状の変更	(略)
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)
	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	(略)
	二輪車の緩衝装置 (ボトムケース)	(略)
	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。	(略)
	二輪車のフェアリング形状の変更	(略)
	座席間隙の変更	(略)
保安基準	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であつて、色又は性能の変更	(略)

	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	(略)
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	(略)
	二輪車等の意匠部品の変更 (フェアリングを除く。)	(略)
	荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
	エアスポイラーの廃止	(略)
	スペアタイヤキャリアの形状の変更	(略)
	二輪車の座席形状の変更	(略)
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	(略)
	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	(略)
	二輪車の緩衝装置 (ボトムケース)	(略)
	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。	(略)
	二輪車のフェアリング形状の変更	(略)
	座席間隙の変更	(略)
保安基準	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であつて、色又は性能の変更	(略)

の 規 定 に 適 合 す る こ と を 証 す る 書 類	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であつて、生産工場又は製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が 基本的に同一 、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	(略)
	警報音発生装置の型式又は形式の変更	(略)
	警音器の性能の変更	(略)
	サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	(略)
	排気管の形状の変更	(略)
	車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	(略)
	触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	(略)
	触媒の貴金属担持量の変更	(略)
	車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	(略)
	二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認定番号の変更	(略)
	二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)
シートの付加機能（電動スライ	(略)	

の 規 定 に 適 合 す る こ と を 証 す る 書 類	保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であつて、生産工場又は製作者の変更	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が 基本同一 、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。
	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	(略)
	警報音発生装置の型式又は形式の変更	(略)
	警音器の性能の変更	(略)
	サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	(略)
	排気管の形状の変更	(略)
	車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	(略)
	触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	(略)
	触媒の貴金属担持量の変更	(略)
	車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	(略)
	二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認定番号の変更	(略)
	二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	(略)
シートの付加機能（電動スライ	(略)	

ド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等)の廃止	
ハンドルの最大回転数	(略)
かじ取倍力装置の形式の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)
速度計の型式の変更	(略)
運行記録計の形式又は性能の変更	(略)
非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置 (AV関連のESA装置に限る)	(略)
タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)
軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	(略)
非常信号用具の追加又は仕様変更	

ド、電動リクライニング、電動上下アジャスタ等)の廃止	
ハンドルの最大回転数	(略)
かじ取倍力装置の形式の変更	(略)
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	(略)
速度計の型式の変更	(略)
運行記録計の形式又は性能の変更	(略)
非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置 (AV関連のESA装置に限る)	(略)
タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合	(略)
軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスタ試験に影響のある仕様変更又は追加	(略)
非常信号用具の追加又は仕様変更	

	警告反射板の追加又は仕様変更	(略)		警告反射板の追加又は仕様変更	(略)
	停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)		停止表示器材の追加又は仕様変更	(略)
	装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	<p>提出済みの認定証において、当該指定装置等に<u>変更が無く</u>、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産工場等の追加による場合 ・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合 ・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合 		装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置	<p>提出済みの認定証において、当該指定装置等に<u>変更無く</u>、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産工場等の追加による場合 ・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合 ・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合
<p>附則4～附則7</p> <p><u>附 則</u> <u>令和8年6月4日改正（国自審第585号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1. 本改正規定は、令和8年6月4日より施行する。</u></p>			<p>附則4～附則7（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>		